

第四次長野市健康増進計画
第四次長野市食育推進計画

**ながの健やかプラン21(第二次)(案)に対する
市民意見等の募集(パブリックコメント)結果及び
計画の決定について**

実施概要

趣旨	計画の策定に当たり「長野市まちづくり意見等公募制度実施要綱」に基づき実施
募集期間	令和5年11月21日(火)～12月20日(水)(30日間)
公表方法	記者会見、広報ながの12月号、市ホームページ、窓口での閲覧
計画(案)の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口	保健所健康課、各保健センター・支所、行政資料コーナー、ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、メール・郵送・FAX、持参

実施結果

意見等の提出者数 3人(提出方法内訳:ながの電子申請サービス1人、メール2人)

意見等の件数 5件

意見等に対する市の対応

対応区分	対応方針	件数
1	計画(案)を修正する	1件
2	計画(案)に盛り込まれており、修正しない	2件
3	計画(案)を修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	1件
4	検討の結果、計画(案)を修正しない	0件
5	その他(質問への回答、状況説明など)	1件
合計		5件

対応区分1 計画(案)を修正する

No.	ページ	該当箇所	意見等の内容	市の考え方
1	135	第4章 具体的な施策の展開 基本的方向3 市民の行動を支える社会環境整備の推進	<p>長野市では健康に関する情報を見る時はホームページで検索しないと見られず、そのように自らホームページを見る人は既に健康への興味がある人だと思う。</p> <p>そうではない健康意識が低い人や若い人の興味を高め、より多くの人々が健康に関する情報に触れやすい環境にするためには、若い人の多くが使っているSNSを使った情報発信を強化することが必要だと感じる。</p>	<p>これまでも広報ながのやホームページに加え、LINEやX(旧Twitter)等の市公式SNSを活用して情報発信を行っておりますが、今後は令和6年4月からの導入を予定している行政サービスの共通窓口となるポータルアプリ(スマートフォンアプリ)等も活用して、健康に関する情報のより積極的な情報発信に取り組んでまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、「基本的方向3 市民の行動を支える社会環境整備の推進」の「市の取組」に、次のとおり、情報発信についての取組を追加いたします。</p> <p>「広報ながのや健康通信のほか、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やマスメディアを活用し、より多くの人々が健康に関する情報に触れやすい環境をつくり、積極的な情報発信と普及啓発を行います。」</p>

対応区分2 計画(案)に盛り込まれており、修正しない

No.	ページ	該当箇所	意見等の内容	市の考え方
2	23	第2章 市民の健康に関する状況 2 前計画の評価と市民の健康に関する課題	前計画の評価の数値結果を確認することはできるが、その結果をどう受け止め、どのような取組が有効であったかといった具体的な考察があれば、さらなる提案や、できることも増えてくると感じる。	23ページ(2)「前計画の評価から見える市民の健康に関する課題」において、分野ごとの課題を書き出しております。
3	97	第4章 具体的な施策の展開 基本的方向2 市民の生活・保健行動の改善 分野3 こころの健康・休養	ストレスや悩みを相談する先がある人の割合は男性及び40代以降で低い数値となっている。職域でも40代以降、男性、独身、独居の方のメンタル不調や生活習慣病罹患の割合が多いように感じている。 個人の資質も大きく関係するとは思いますが、どの年代でも相談できる場所や機会の提供、また、子どもの時から“相談する”ことの大切さを啓発していただけたらと感じる。	本計画においてもこころの健康に関する啓発、相談に取り組むほか、現在策定中の長野市自殺対策行動計画(第二次)において、基本施策の1つとして「相談・支援体制の充実」を掲げ、様々な悩みに対応する相談窓口の場所や機会の提供について充実を図っていくこととしております。 また、同計画において小中学生への取組として「SOSの出し方教育」を実施するなど、子どもに対して相談することの大切さについての啓発を行うこととしております。 引き続き、様々な機会を通じて、相談することの大切さを啓発してまいります。

対応区分3 計画(案)を修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする

No.	ページ	該当箇所	意見等の内容	市の考え方
4	128	第4章 具体的な施策の展開 基本的方向3 市民の行動を支える社会環境整備の推進	<p>市民の健康に関する現状に対して、市で様々な取組がなされている現状、市民が健康維持を推進するための啓発ツールの開発、指導機会、相談場所等の環境づくりは既に準備が整っていると思う。</p> <p>これに対して、これらの環境を市民が有機的に活用できておらず、その状況に対しての改善策の検討や、アプローチに力を注いでいくことが必要ではないかと感じる。</p> <p>これには、市の健康づくり部門だけの活動では限界があり、市民が所属している職場の経営者、学校教育に当たる者、医療保険者も健康づくりの必要性を認識し、それぞれの構成員に対する健康づくりの働きかけや、相互連携による地域全体での健康づくりに、新たな工夫やステップが必要ではないか。</p>	<p>基本的方向3において、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、市民の行動を支える社会環境整備の推進に向けた関係機関等の取組、市の取組を記載しております。</p> <p>「地域・職域連携推進関係者会議」等を通じて、職場や医療保険者、学校、地域の関係者との更なる連携を強化するとともに、ご提案の考え方を参考に、幅広い人に対して効果的なアプローチができるよう、共同学習等による保健指導力の向上を図り、地域全体での健康づくりに取り組んでまいります。</p>

対応区分5 その他(質問への回答、状況説明など)

No.	ページ	該当箇所	意見等の内容	市の考え方
5	33 59 60	第4章 具体的な施策の展開 基本的方向1 市民の生活習慣病の発症予防・重症化予防と生活機能の維持・向上 分野1 循環器病 分野3 がん	<p>特定健診の受診率は40%にとどまっており、がん検診も50%未満になっている部位も多い。</p> <p>青年・壮年期は仕事をしている割合が多く、職場にて健康診断を受ける機会があるが、仕事に就いていない方、職場での健康診断に該当されない短時間労働者の方、高齢者の方々の受診率を上げるための取組は具体的にはどのようなものがあるか教えていただきたい。</p> <p>また、大腸がんが増えている昨今、がん検診精密検査受診率では他と比べて低い割合になっている。職域でも精密検査は任意になっていることが多く、効果的な受診勧奨を模索している。</p>	<p>【特定健診等について】</p> <p>特定健診・後期高齢者健診について、本市では毎年対象者全員に案内を兼ねた受診券を送付しており、国保加入者で職場健診に該当しない人や就労していない人も受診が可能です。多くの人に受診していただけるよう、医療機関で実施する個別健診は令和4年度から実施期間を1か月間延長し約5か月間としたほか、期間中に受けられない人のための集団健診や、平日受診できない人のために日曜日の健診も実施しております。</p> <p>後期高齢者医療制度加入者は、90%以上が何らかの疾患で治療を受けており、かかりつけ医のもとで健診が受けられるよう、今後も医師会等との連携に努めてまいります。</p> <p>【がん検診について】</p> <p>本市では、職場等で検診機会がない人を対象にがん検診等を実施しており、検診ガイド「各種検診のご案内」の全戸配布や協会けんぽの被扶養者へのチラシ配布等により周知しております。</p> <p>受診率向上として、乳がん検診と子宮頸がん検診を同時に実施する休日女性がん検診や、特定健診と大腸がん検診の同時実施などにより、受診機会の拡大を図っております。また、胃がん検診と肺がん検診については、前年度に受診しておらず過去に受診歴のある人や、50歳代を中心とする働く世代にターゲットを絞って個別通知を送付しております。</p> <p>また、全てのがん検診において、精密検査未受診の人に個別勧奨を実施しており、精密検査の受診率向上にも効果が出ていると考えております。</p>